

令和5年3月6日

組合員・利用者 各位

セレサ川崎農業協同組合

マスクの着用について

政府は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを令和5年5月8日から「5類」に引き下げる方針とし、3月13日よりマスクの着用について「リスクを考慮した上で場面に応じて着脱する必要がある」との認識を示しました。

マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本としておりますが、当組合はお客さまと従業員の安全を最優先に考え、従業員に以下の場面においてマスクを着用することを推奨しております。

- ・セレサ川崎の施設内
- ・渉外活動・推進活動時
- ・通勤等に公共交通機関を使用する場合

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

セレサ川崎農業協同組合 総務部 044-877-2111